

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

			資料番号	18-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	根拠条項	22-1、3	不利益処分の種類	特定施設に係る構造等の改善命令及び使用の一時停止命令等	
ダイオキシン類対策特別措置法 (平成十一年七月十六日号外法律第百五号)						
(排出基準)						
<b>第八条</b> ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。						
2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの (以下「大気排出基準」という。) にあつては第一号、排水に係るもの (以下「水質排出基準」という。) にあつては第二号に掲げる許容限度とする。						
一 排出ガスに含まれるダイオキシン類の量 (環境省令で定める方法により測定されるダイオキシン類の量を二・三・七・八-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。) について定める許容限度						
二 排水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度						
(改善命令等)						
<b>第二十二条</b> 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。						
2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。						
3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出ガスに係る総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	18-2	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	根拠条項	22-1、3	不利益処分の種類	特定施設に係る構造等の改善命令及び使用の一時停止命令等	
ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年十二月二十七日号外総理府令第六十七号）						
（排出基準）						
<b>第一条の二</b> ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号。以下「法」という。）第八条第一項の排出基準は、大気排出基準にあつては別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、水質排出基準にあつては別表第二の上欄に掲げる施設につき同表の下欄に掲げる許容限度とする。						
別表第一 大気排出基準（第一条の二関係）						
令別表第一第一号に掲げる焼結炉					一立方メートルにつき 〇・一ナノグラム	
令別表第一第二号に掲げる電気炉					一立方メートルにつき 〇・五ナノグラム	
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉					一立方メートルにつき 一ナノグラム	
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉					一立方メートルにつき 一ナノグラム	
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一時間当たり、四、〇〇〇キログラム以上				一立方メートルにつき 〇・一ナノグラム	
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム以上四、〇〇〇キログラム未満				一立方メートルにつき 一ナノグラム	
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満				一立方メートルにつき 五ナノグラム	
備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。						
別表第二 水質排出基準（第一条の二関係）						
令別表第二第一号から第十九号までに掲げる施設					一リットルにつき一〇ピコグラム	

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	18-3	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	根拠条項	22-1、3	不利益処分の種類	特定施設に係る構造等の改善命令及び使用の一時停止命令等	
(経過措置)						
<p><b>第二条</b> この府令の施行の際現に設置されている大気基準適用施設（設置の工事がされているものを含み、令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格ごう子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間あたり二〇〇キログラム以上のものに限る。）及び同表第二号に掲げる電気炉にあっては、平成九年十二月二日以降に設置の工事が着手されたものを除く。）に係る大気排出基準は、別表第一の規定にかかわらず、平成十四年十一月三十日までの間は附則別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、平成十四年十二月一日から当分の間は附則別表第二の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>2 この府令の施行の際現に設置されている水質基準対象施設（設置の工事がされているものを含む。）のうち附則別表第三の上欄に掲げる施設に係る水質排出基準は、別表第二の規定にかかわらず、平成十五年一月十四日までは附則別表第三の上欄に掲げる施設ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とする。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	18-4	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	根拠条項	22-1、3	不利益処分の種類	特定施設に係る構造等の改善命令及び使用の一時停止命令等
附則別表第一 既存施設に係る平成十四年十一月三十日までの大気排出基準（附則第二条関係）					
令別表第一第一号に掲げる焼結炉					一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第二号に掲げる電気炉					一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉					一立方メートルにつき四十ナノグラム
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉					一立方メートルにつき二十ナノグラム
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉		焼却能力が一時間当たり、四、〇〇〇キログラム以上			一立方メートルにつき八十ナノグラム
		焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム以上四、〇〇〇キログラム未満			一立方メートルにつき八十ナノグラム
		焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満			一立方メートルにつき八十ナノグラム
備考 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。					

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	18-5	担当課	環境・ゼロカーボン推進課																														
法令名	ダイオキシン類対策特別措置法	根拠条項	22-1、3	不利益処分の種類	特定施設に係る構造等の改善命令及び使用の一時停止命令等																															
<p>附則別表第二 既存施設に係る平成十四年十二月一日から当分の間の大気排出基準（附則第二条関係）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令別表第一第一号に掲げる焼結炉</td> <td></td> <td>一立方メートルにつき一ナノグラム</td> </tr> <tr> <td>令別表第一第二号に掲げる電気炉</td> <td></td> <td>一立方メートルにつき五ナノグラム</td> </tr> <tr> <td>令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉</td> <td></td> <td>一立方メートルにつき十ナノグラム</td> </tr> <tr> <td>令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉</td> <td></td> <td>一立方メートルにつき五ナノグラム</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉</td> <td>焼却能力が一時間当たり、四、〇〇〇キログラム以上</td> <td>一立方メートルにつき一ナノグラム</td> </tr> <tr> <td>焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム以上四、〇〇〇キログラム未満</td> <td>一立方メートルにつき五ナノグラム</td> </tr> <tr> <td>焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満</td> <td>一立方メートルにつき十ナノグラム</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則別表第三 既存施設に係る平成十五年一月十四日までの水質排出基準（附則第二条関係）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令別表第二第五号に掲げる二塩化エチレン洗浄施設</td> <td>一リットルにつき二十ピコグラム</td> </tr> <tr> <td>令別表第二第九号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</td> <td>一リットルにつき二十ピコグラム</td> </tr> <tr> <td>令別表第二第十一号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</td> <td>一リットルにつき五十ピコグラム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 この表の上欄に掲げる水質基準対象施設を有する工場又は事業場が同時に他の水質基準対象施設を有し、それらの排水系統が一である場合において、別表第二又はこの表によりそれらの特定施設につき異なる許容限度の水質排出基準が定められているときは、当該排水系統からの排水については、それらの基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</td> </tr> </tbody> </table>							令別表第一第一号に掲げる焼結炉		一立方メートルにつき一ナノグラム	令別表第一第二号に掲げる電気炉		一立方メートルにつき五ナノグラム	令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき十ナノグラム	令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき五ナノグラム	令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一時間当たり、四、〇〇〇キログラム以上	一立方メートルにつき一ナノグラム	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム以上四、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき五ナノグラム	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき十ナノグラム	備考 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。			令別表第二第五号に掲げる二塩化エチレン洗浄施設	一リットルにつき二十ピコグラム	令別表第二第九号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	一リットルにつき二十ピコグラム	令別表第二第十一号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	一リットルにつき五十ピコグラム	備考 この表の上欄に掲げる水質基準対象施設を有する工場又は事業場が同時に他の水質基準対象施設を有し、それらの排水系統が一である場合において、別表第二又はこの表によりそれらの特定施設につき異なる許容限度の水質排出基準が定められているときは、当該排水系統からの排水については、それらの基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。	
令別表第一第一号に掲げる焼結炉		一立方メートルにつき一ナノグラム																																		
令別表第一第二号に掲げる電気炉		一立方メートルにつき五ナノグラム																																		
令別表第一第三号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき十ナノグラム																																		
令別表第一第四号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		一立方メートルにつき五ナノグラム																																		
令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が一時間当たり、四、〇〇〇キログラム以上	一立方メートルにつき一ナノグラム																																		
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム以上四、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき五ナノグラム																																		
	焼却能力が一時間当たり、二、〇〇〇キログラム未満	一立方メートルにつき十ナノグラム																																		
備考 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。																																				
令別表第二第五号に掲げる二塩化エチレン洗浄施設	一リットルにつき二十ピコグラム																																			
令別表第二第九号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	一リットルにつき二十ピコグラム																																			
令別表第二第十一号に掲げる廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	一リットルにつき五十ピコグラム																																			
備考 この表の上欄に掲げる水質基準対象施設を有する工場又は事業場が同時に他の水質基準対象施設を有し、それらの排水系統が一である場合において、別表第二又はこの表によりそれらの特定施設につき異なる許容限度の水質排出基準が定められているときは、当該排水系統からの排水については、それらの基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。																																				